

ケアハウスビアンカ

指定特定施設入居者生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人美徳会（以下「本会」という。）が開設するケアハウスビアンカ（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業（短期利用を含む）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアハウス ビアンカ
- ② 所在地 多治見市上山町1丁目9番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- ② 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者もしくは利用者の家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ③ 看護職員 2名
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
ケアワーカー 常勤換算法で14.7名以上
ケアワーカーは、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑤ 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、利用者の心身の状況を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(利用定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員数及び居室数は、次のとおりとする。

- ① 入居定員 50名
- ② 居室数 50室

(事業所の概要)

第6条 事業所の概要は、次のとおりとする。

- ① 敷地及び建物
 - ア 敷地 1, 827. 6 m²
 - イ 建物 構造 鉄筋コンクリート5階建て
延べ面積 3, 087. 99 m²
- ② 居室
 - ア 1人部屋 50室
- ③ その他主な設備
 - 1. 食堂 2. 一般浴室 3. 特殊浴室 4. 便所 5. 汚物処理室
 - 6. 洗濯室 7. 多目的室 8. 和室 9. 娯楽・集会室 10. 医務室
 - 11. 一時介護室 12. 相談室 13. 宿直室 14. 事務室
 - 15. 台所 16. 談話コーナー 17. 地域交流スペース
 - 18. エレベーター 19. 喫茶コーナー

(特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 事業所は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。

- 2 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。やむを得ず行う場合は、別に定める「身体拘束廃止に関する指針」に基づき行う。

(施設介護の利用料及び支払いの方法)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 2 管理費
- 3 事務費
- 4 生活費
- 5 水光熱費
- 6 おむつ代
- 7 理美容代

8 日常生活品費

9 前項までの支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

10 事業所の利用者等は、本会の定める期日までに利用料等を金融機関口座振込等により納付するものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び事業の提供に関する契約を文書によって締結する。

2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。

3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

（衛生管理及び従業者の健康管理等）

第10条 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回の健康診断を受診させるものとする。ただし、夜勤業務につく従業員については6ヶ月に1回行うものとする。

（緊急時における対処方法）

第11条 従業者は、指事業の実施中に、利用者の病状等に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は予め事業者が定めた医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

（秘密保持等）

第13条 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 職員は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とすることとする。

（苦情処理）

第14条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、

利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する施設介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入所者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する施設介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(地域との連携)

第16条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
-
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等 高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続的研修 年2回以上
-
- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、ケース記録、苦情の記録等、必要な帳簿を整備するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会理事長が定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年12月1日より施行する。

(平成20年3月24日理事会第6号議案)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

(平成25年5月30日理事会第8号議案)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 25 年 7 月 3 日理事会第 6 号議案）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 26 年 5 月 27 日理事会第 8 号議案）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 5 月 25 日理事会第 7 号議案）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 7 月 10 日理事会第 7 号議案）

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 5 月 29 日理事会第 4 号議案）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（令和元年 5 月 27 日理事会第 6 号議案）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 5 月 26 日理事会第 7 号議案）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 3 年度第 1 回理事会第 8 号議案）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 3 年度第 2 回理事会第 3 号議案）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。